

徳山ダムに係る導水路検討会（第18回幹事会）

日時：平成20年9月12日（金）

議事次第

1. 開会

2. 議事

- 1) 本検討会の今後のあり方
- 2) 環境レポート（検討項目・手法編）に対する意見状況等
- 3) その他

3. 閉会

1) 本検討会の今後のあり方

● 検討会の位置付け

木曽川水系連絡導水路事業の事業実施計画が策定され、本検討会はその目的を果たしたものと考えられることから、次回検討会をもって本検討会を終了するものとする。

今後は、適正な事業執行を行うことを目的とした、新たな検討会を設置することを提案する。

(現在の検討会の目的)

導水路について計画を立案するにあたり透明性を確保しつつ三県一市との十分な調整を図る。



(新たな検討会の目的)

導水路に係る環境影響に関する検討状況、環境への配慮に必要な施設の設計・運用等に関する検討状況、並びに事業の執行状況の確認を行うとともに、事業執行上の課題について調整し、適正な事業執行を行う。

【新たな検討会】

(名称)

木曽川水系連絡導水路事業監理検討会（仮称）

(所掌事務)

- ・ 環境影響に関する検討状況の確認
- ・ 環境への配慮に必要な施設の設計、運用等に関する検討状況の確認
- ・ 事業の執行状況（事業費、事業量、実施工程）の確認
- ・ 事業執行上の課題についての調整

(その他)

- ・ 委員構成は、現検討会に水資源機構を加える
- ・ 事務局は水資源機構とする

「徳山ダムに係る導水路木曽川水系連絡導水路事業監理検討会」規約（案）

（趣旨）

第1条 「徳山ダムに係る導水路木曽川水系連絡導水路事業監理検討会」（以下「検討会」という）の組織及び運営に関しては、この規約に定めるところによる。

（目的）

第2条 本検討会は、徳山ダムに湯水対策として貯留した水を木曽川、長良川に補給するとともに、愛知県、名古屋市が新規開発した都市用水を利用するために必要となる揖斐川からの導水路について、国土交通省が計画を立案するにあたり、透明性を確保しつつ三県一市との十分な調整を図る木曽川水系連絡導水路事業（以下「導水路事業」という。）に係る環境影響に関する検討状況、環境への配慮に必要な施設の設計・運用等に関する検討状況、並びに事業の執行状況の確認を行うとともに、事業執行上の課題について調整し、適正な事業執行を行うことを目的とする。

（委員）

第3条 検討会は、次に掲げる者により構成する。

国土交通省中部地方整備局	河川部長
岐阜県県土整備部	県土整備部長
愛知県地域振興部	地域振興部長
建設部	建設部長
企業庁	水道部長
三重県政策部	政策部長
県土整備部	県土整備部長
名古屋市上下水道局	技術本部長
（独）水資源機構中部支社	副支社長

（座長）

第4条 座長は、国土交通省中部地方整備局河川部長が務めるものとし、会務を総括し検討会を代表する。座長に事故があるときは、座長があらかじめ指名した者が、その職務を代理する。

（幹事会）

第5条 検討会に幹事会を置くものとする。

2 幹事会に属すべき幹事は、検討会を構成する者がそれぞれ指名する者とする。

3 幹事長は、国土交通省中部地方整備局河川部河川調査官広域水管理官が務めるものとし、幹事会の事務を所掌する。

4 幹事長に事故があるときは、座長があらかじめ指名した者が、その職務を代理する。

(検討会の所掌事務)

第6条 検討会は、導水路事業の建設着手に向けについて、次に掲げる事項を行う。

- 一 導水路の計画立案に向けた調整環境影響に関する検討状況の確認
- 二 導水路計画の具体化を図ること環境への配慮に必要な施設の設計・運用等に関する検討状況の確認
- 三 その他事業の執行状況の確認
- 四 事業執行上の課題についての調整
- 五 その他

(検討会の開催)

第7条 検討会の開催は、座長の判断により随時開催するものとする。

2 幹事会は、検討会に先立ち開催することを基本とし、必要に応じて幹事長の判断により開催するものとする。

(議事の公開)

第8条 検討会の議事の公開については、検討会終了後の議事概要を公表することをもって公開とする。また、幹事会については非公開とする。

(事務局)

第9条 検討会の事務局は、中部地方整備局河州部河州環境課独立行政法人水資源機構中部支社建設部第一事業企画課内に置く。

(会議の招集)

第10条 検討会の招集は、座長の確認を得て事務局が招集する。

2 幹事会の招集は、幹事長の確認を得て事務局が招集する。

(雑則)

第11条 この規約に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は座長が検討会に諮って定める。

付則

この規約は平成~~16~~20年~~10~~00月~~4~~00日から施行する。

~~付則一~~

~~この規約は平成18年5月12日から施行する。~~

(参考)

幹事会構成員

中部地方整備局	河州調査客広域水管理官	(幹事長)
岐阜県 県土整備部	河川課長	
愛知県 地域振興部	土地水資源課長	
建設部	河川課長	
企業庁	水道計画課長	
三重県 政策部	土地・資源室長	
県土整備部	河川・砂防室長	
名古屋市 技術本部	水道計画課主幹	
<u>(独)水資源機構中部支社 建設部 次長</u>		

(参考)

【別途設置の委員会】

(名称)

木曽川水系連絡導水路事業費等監理委員会 (仮称)

(所掌)

- ・事業費、工事監理の充実を図る
- ・コスト縮減策やその実施状況、工事工程の進捗状況等について第三者の意見を求める機関

(その他)

- ・委員会は原則事業毎に設置
- ・委員会は治水、経済関係等学識経験者、ダム構造等の専門家等から構成

※「ダム事業費等監理の充実について」(H20.1.17)

(参考)

国 河 治 第 9 4 号

平成20年1月17日

中部地方整備局河川部長 殿

国土交通省河川局治水課長



ダム事業費等監理の充実について

ダム等建設事業は、調査計画段階から用地補償、生活再建、ダム本体施工を経て管理段階に至ることから、多種の工程と多額の事業費を必要とするプロジェクトである。また、調査着手から完成まで一定期間を要することから、その間の事業進捗や社会情勢の変化により、事業内容の変更及びそれに伴う総事業費の変更が余儀なくされる事例が見受けられるところである。一方、公共事業については、一層のコスト縮減、工期遵守に取り組んでいくことが求められている。

このため、貴管内の現在建設段階のダム事業等について、下記の通り、原則事業毎に、毎年、コスト縮減策やその実施状況、工事工程の進捗状況等について、第三者の意見を求める機関としてダム事業費等監理委員会（仮称）（以下「委員会」という。）を設置し、一層の事業費・工程監理の充実を図られたい。

記

1. 対象事業

特定多目的ダム法に基づく事業、直轄河川総合開発事業、直轄流況調整河川事業及び独立行政法人水資源機構が実施する事業（特定施設に限る）で建設段階にある事業。

2. 委員会の設置単位

委員会は、原則事業毎に設置するが、各事業の実情に応じて、適切に設置されたい。

3. 委員会の組織

委員会は、治水・経済関係等学識経験者、ダム構造等の専門家等から構成する。

重点的に審議する事項がある場合等、必要に応じて委員会の下に当該事項に係る専門家等からなるワーキンググループを設置する。

4. 審議事項

委員会の審議事項は、コスト縮減策等事業費を監理していくための方策とそれらを踏まえた毎年の事業の進捗状況とし、各事業の状況等に応じて適切に設定するものとするが、
例として以下のような審議事項が考えられる。

基本計画等策定前

付替道路計画・構造、環境調査・用地調査の実施状況 等

基本計画等策定後

コスト縮減の具体的内容、工事工程の進捗状況、用地補償の進捗状況 等



徳山ダム事業費管理検討会規約

(趣旨)

第1条 徳山ダム事業費管理検討会（以下「検討会」という。）の組織及び運営に関しては、この規約の定めるところによる。

(目的)

第2条 徳山ダム事業の全てにわたり、事業費、事業量及び実施工程の確認を行うとともに、さらなる縮減を含む事業費縮減の実施状況の確認を行うことにより、適正な事業執行を行うことを目的として「検討会」を設置する。

(会員)

第3条 検討会は、次に掲げる会長及び会員により組織する。

会長	国土交通省中部地方整備局	河川部長
会員	岐阜県県土整備部	県土整備部長
	愛知県地域振興部	地域振興部長
	建設部	建設部長
	企業庁	水道部長
	三重県政策部	政策部長
	県土整備部	県土整備部長
	名古屋市上下水道局	技術本部長
	(独)水資源機構中部支社	副支社長

(会長)

第4条 会長は、国土交通省中部地方整備局河川部長が務めるものとし、会務を総理し検討会を代表する。会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名した者が、その職務を代理する。

(幹事会)

第5条 検討会に幹事会を置くものとする。

2 幹事会に属すべき幹事は、検討会を組織する会長及び会員がそれぞれ指名する者とする。

3 幹事長は、国土交通省中部地方整備局河川部河川調査官が務めるものとし、幹事会の事務を掌理する。

4 幹事長に事故があるときは、会長があらかじめ指名した者がその職務を代理する。

(検討会の所掌業務)

第6条 検討会は、次に掲げる事項について検討するものとする。

- 一 事業（事業費・事業量・実施工程）の執行状況について
- 二 さらなる縮減を含む事業費縮減の実施状況について
- 三 事業執行上の課題について

(検討会の開催)

第7条 検討会の開催時期は、年度当初、年度末の年2回を基本とするが、会長が必要と判断した場合は随時開催することができるものとする。

2 幹事会は、検討会に先立ち開催することを基本とし、必要に応じて開催できるものとする。

3 検討会は原則として非公開とする。ただし、会議の概要については公表する。また、幹事会については、非公開とする。

(事務局)

第8条 事務局は、独立行政法人水資源機構中部支社建設部第一設計課に置くものとし、検討会に関する庶務は事務局において処理する。

(会議の招集)

第9条 検討会の招集は、会長の確認を得て事務局が招集する。また、幹事会の招集は、幹事長の確認を得て事務局が招集する。

(守秘義務)

第10条 会員及び幹事は、第7条各号に規定する業務により知り得た秘密を他に漏らしはならない。その職を退いた後もまた同様とする。

(補則)

第11条 この規約に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、必要に応じて別に定める。

附 則

この規約は、平成16年6月22日から実施する。

この規約は、平成16年8月18日から実施する。

この規約は、平成18年5月12日から実施する。

2) 環境レポート（検討項目・手法編）に対する意見状況等

●環境レポートの供覧及び意見照会状況

導水路事業に関する環境レポート（検討項目・手法編）については、地域の皆様から環境保全の見地からのご意見をお聞きするため、1ヶ月間（7/28～8/29）の供覧を行い意見募集を行うとともに、導水路施設沿いの市町に対して意見照会を行った。

供覧状況及び意見提出状況は下記の通り。

- | | | |
|------------|----------|----------------------|
| (1) 供覧者数 | : 供覧簿 | 21名 |
| | ホームページ閲覧 | 691件 |
| (2) 意見提出状況 | : 一般 | 12件 |
| | 市町 | 9/12時点で6市町（※意見なしを含む） |

※現在、頂いた意見のとりまとめ中。

国土交通省中部地方整備局から

意見募集

木曽川水系連絡導水路事業

環境レポートの供覧のお知らせ

(検討項目・手法編)

環境レポート（検討項目・手法編）について、

環境の保全の見地からの意見を頂くため、供覧させていただきます。

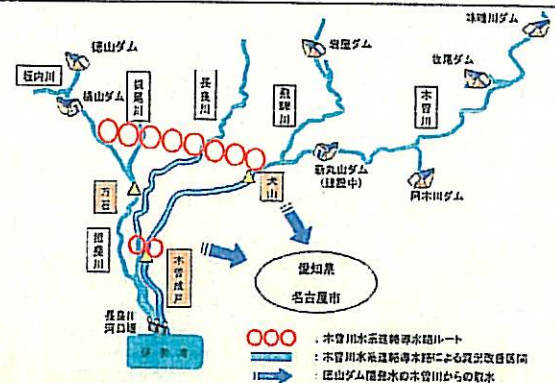
※ 意見の提出方法は、次の2通りがあります。 ①郵送 ②電子メール
いずれも必要事項を記入して頂いたうえでの提出になります。詳しくは、木曽川水系連絡導水路ホームページ又は供覧場所の資料（意見の提出方法について）をご覧ください。

環境レポート（検討項目・手法編）とは

環境影響検討を行うに先立ち、それをどのような項目について、どのように行うかを示したもので、いわば環境影響検討の設計書にあたります。

<目次>

- 第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- 第2章 対象事業の目的及び概要
- 第3章 環境影響検討の項目
- 第4章 環境影響検討の調査の手法及び調査の実施状況、結果の速報
- 第5章 環境影響検討の予測及び評価の手法



◆供覧について◆

- (1) 供覧期間：平成20年7月28日（月）から
平成20年8月29日（金）まで（土曜、日曜を除く）
- (2) 供覧時間：午前8時45分～午後5時 ※ 供覧場所の開庁時間により若干異なります。
ただし、中部地方整備局情報公開室においては、
午前9時30分～午後5時15分まで（正午から午後1時を除く。）
- (3) 供覧場所：

資料は以下のホームページと供覧場所でご覧頂けます

木曽川水系連絡導水路



http://www.cbr.mlit.go.jp/kisojyo/watering_way/index.html

●国土交通省(4箇所)

中部地方整備局情報公開室※1※2、木曽川上流河川事務所※1、木曽川下流河川事務所※1、横山ダム工事事務所※1

●事業関係者(3県1市、5箇所)

岐阜県、愛知県、三重県、名古屋市

●市町(27市町、52箇所)

岐阜県…岐阜市、大垣市、関市、羽島市、各務原市、瑞穂市、本巣市、海津市、岐南町、笠松町、養老町、神戸町、
輪之内町、安八町、揖斐川町、大野町、池田町、坂祝町
愛知県…一宮市、犬山市、江南市、稲沢市、愛西市、弥富市、扶桑町
三重県…桑名市、木曽岬町

※1 資料の貸出ができる場所

※2 コピーサービスがある場所(白黒、一枚10円)

【問い合わせ先】 国土交通省中部地方整備局 河川部 河川環境課 TEL 052-953-8151
木曽川上流河川事務所 河川環境課 TEL 058-251-1378
木曽川下流河川事務所 河川環境課 TEL 0594-24-5716

連絡導水路事業における環境影響検討の方針

環境影響検討の進め方

(方針)

木曽川水系連絡導水路事業を進めるにあたっては、地元から提出された意見も踏まえ、環境影響評価法に基づく環境影響評価と同等の技術レベルの環境影響検討を行って参ります。

(体制等)

木曽川水系連絡導水路事業に関する環境調査は、環境検討会（H18.3設立）における審議を踏まえて実施しているところでありますが、今後の環境影響検討に関しても、引き続き本検討会で審議をいただきながら実施してまいりたいと思います。

なお、本検討会は公開で実施し、その検討結果等については原則として公開いたします。

(意見の聴取等)

検討項目及び手法については、「環境レポート（検討項目・手法編）」をまとめ、関係する地域の方々や自治体からこれに対する意見を聴き、検討項目・手法を選定し、影響評価の実施を進めることとします。

また、その後、環境影響検討の結果についても「環境レポート（案）」としてまとめ、同様に意見を聴き、提出された意見についての事業者の見解と合わせて「環境レポート」として公表することとします。

環境影響検討の手続き(案)について

環境影響検討の進め方

環境レポート(検討項目・手法編)(案)の作成

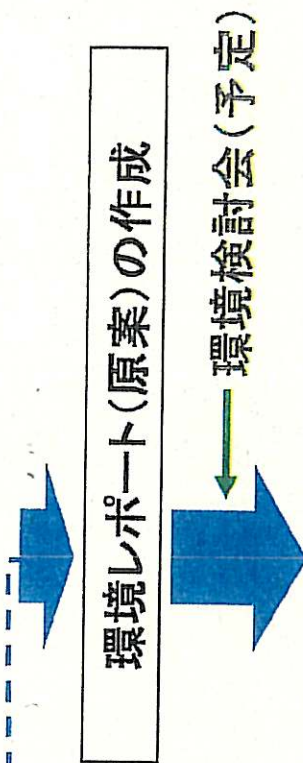


環境レポート(検討項目・手法編)の
公表(供覧・ホームページ)

意見聴取

検討項目・手法の選定
影響評価の実施

環境検討会(予定)



環境レポート(案)の公表
(供覧・ホームページ)

意見聴取

環境レポートの公表

平成21年3月(予定)

【公表報告】
環境検討会(予定)

※第5回以降の環境検討会の開催については現時点の予定であり、今後変更する可能性があります。

環境レポート HPで公開

木曽川水系連絡 導水路事業

木曽川水系連絡導水路事業が環境に与える影響を調べている国土交通省中部地方整備局は、調査項目や方法は、

まとめた「環境レポート」をホームページ上で公開し、意見を募っている。

調査項目は工事中の振動や騒音のほか、放流後の水質や動植物への影響など。各項目の調査地域、内容、手法、時期を記載して

あり、結果を基に影響を予測する。

事業は、揖斐川上流の徳山ダムの水を地下トンネルで木曽、長良河川に放流する。二〇一五年度に完成予定だが、水質悪化などを心配する声もある。

レポートは二十九日

まで県庁や関係する市町村舎などでも閲覧できる。ホームページは「木曽川水系連絡導水路」で検索する。

問い合わせは中部地方整備局河川環境課 電話 052 (953) 81511 へ。

(河原広明)

徳山ダム導水路計画の「環境レポート」

揖斐川上流の徳山ダム（揖斐郡揖斐川町）の水を長良川と木曽川に流す連絡導水路計画で、国土交通省中部地方整備局は、環境に与える影響を検討する際の項目や評価手法などをまとめた「環境レポート」（検討項目・手法編）について、環境保全の見

住民の意見募る

国交省中部地方整備局

地から住民の意見を聴く。提出期限は二十九日。

期限まで、県内では県庁をはじめ岐阜市など十八市町の庁舎などのほか、ホームページ（http://www.cbr.mlit.go.jp/kisojyo/watering_way/index.html）で閲覧できる。